港区青南保育室 入園のしおり (兼 重要事項説明書) 令和6年度

Seinan Hoikushitsu Guide Book



児童憲章(抜粋)

児童は、人として尊ばれる。 児童は社会の一員として重んぜられる。 児童はよい環境の中で育てられる。

<u>児 童 福 祉 法(抜粋)</u>

- 第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保証される権利を有する。
- 第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野に おいて、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益 が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。
 - ② 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。
 - ③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

保育園とは

ご家庭でお子さんを保育できない場合に、保護者に代わって保育し、養護と教育を一体的に行う児童福祉施設です。生後3か月(産休明け保育を行っている園もあります。)をすぎた翌月の1日から小学校就学までのお子さんをお預かりしています。保育所保育指針や全体的な計画に基づいて一人一人のお子さんの個性を大切にするとともに、集団生活を通して心身ともに健全で調和のとれた豊かな人間性を身に付けられるようにします。

<保育所保育指針>

厚生労働大臣より、保育所における保育の内容やこれに関する運営等について定め、 すべての子どもの最善の利益をまもるための一定の水準を定めた法令として制定。 (平成二十九年三月三十一日厚生労働省告示第百十七号 平成三十年四月一日から適用)

<全体的な計画>

保育園の保育方針や目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえて、保育内容が組織的・ 計画的に構成され、保育所の生活の全体を通して総合的に展開されるよう長期的な視点 でたてられた計画。

目次

1	保育園(保育室)の概要・・・・・・・・・・	P 1
2	嘱託医・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 4
3	開園日及び休園日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 4
4	開園時間・保育時間について・・・・・・・・	P 4
5	利用者負担金・・・・・・・・・・・・・・・・	P 5
6	利用の変更及び終了について・・・・・・・・	P 5
7	保育の提供にあたり・・・・・・・・・・・	P 5
8	職員の資質の向上にむけて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 6
9	個人情報保護に関する事項・・・・・・・・・	P 6
10	保育業務支援システム「コドモン」について・・・	P 8
11	乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防について・・・	P 8
12	保育園での冷凍母乳の取扱いについて・・・・・	P 8
13	特別事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 8
14	臨時休園について・・・・・・・・・・・・・	P 9
15	注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1 0
16	ご意見・ご要望・苦情等に関する相談窓口・・・・	P 1 0
	添付 登降園管理システムの利用方法・・・・・・	P 1 2
	添付 QRコードによる登降園記録について・・・	P 1 3
17	全体的な計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1 4
	保育園の主な行事・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
19	保育園の一日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1 6
	持ち物について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
21	お散歩マップ・・・・・・・・・・・・・・	P 2 1
22	給食・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2 2
23	健康管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2 5
	添付 登園届・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 3 0
	添付 保育園での与薬について・・・・・・・	P 3 3
	別紙 病児・病後児保育室利用のごあんない	
24	利用者に対する保険・保障について・・・・・・	P 3 5
25	緊急時・非常災害対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 3 6
	添付 臨時休園及び運営再開基準・・・・・・・	P 4 0
26	指定管理(委託)会社の概要他・・・・・・・・・	P 4 2
27	港区平和都市宣言・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 4 4
☆現在、衤	些区が設置している保育施設には、次のものがあります	
○区立認可	可保育園 国が定めた設置基準を満たし、区長に認可	された施設
	●港区が設置・運営を行っている施設	
	●港区が設置・指定管理者が運営を行って	いる施設
○区立認知	足こども園 幼稚園と保育園の機能や特徴を併せ持った	施設
	●港区が設置・指定管理者が運営を行って	いる施設
○港区保育	育室 港区の独自設置のため、認可は受けません	が、入園の決定・
	保育料・保育内容は区立認可保育園と同様	
	●区が設置し運営を委託している施設	

1保育園の概要

港区青南保育室

(開設日 平成22年4月1日)

住所 〒107-0062 港区南青山4-19-18 TEL (5770) 3933 FAX (5770) 3934

○港区が独自に設置し、運営を委託している施設です。

<委託先>

株式会社アソシエ・インターナショナル 代表 須郷 達也

住所 東京都目黒区目黒3-11-3 3階

TEL 03-3711-3900 FAX 03-3711-3901

E-mail info@associe-international.co.jp

保育理念・保育方針

アソシエの約束

子ども

子ども一人ひとりの心に寄り添い、生きるよろこびと生きる力を育む。

保護者

楽しくも大変な子育ての負担を理解し、「ホッ」とできる空間とサービスを提供する。

社員

チームアソシエとして一人ひとりが力を発揮し、いきいき働きつづけられる環境をみんな でつくる。

地域・社会

感謝の気持ちを持って地域の方たちとのつながりを大切にし、共に育ち合う。

保育目標

- ○生き生きと遊ぶ子ども
- ○思いやりのある子ども
- ○たくましくて丈夫な子ども
- ○自分で考えて行動する子ども

1 保育室の概要

(1)入所児童定員

年齢	0 歳児	1 歳児	2歳児	3 歳児	4 歳児	5歳児	定員
組名	ひよこ組	うさぎ組	ぞう組	らいおん組	こあら組	ぱんだ組	計
児童定員	3名	10名	12名	13名	15名	20名	73名

(2) 職員の職種及び定数

園長	保育士	看護師	栄養士・調理員	清掃
	(主任、非常勤含む)			(委託)
1名	17名	1名	4名	1名

*港区の職員配置基準に基づいています。

<各職種の勤務体系>

園長正規勤務時間9時30分~18時30分保育士正規勤務時間7時00分~20時30分看護師正規勤務時間8時30分~17時30分栄養士・調理員正規勤務時間8時00分~18時00分清掃正規勤務時間15時00分~19時00分*ローテーションにより、各職員の勤務日、時間帯は異なります。

*職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

(下記の業務は委託しています。)

業種名	委託会社	所在地		
清掃	株式会社エーワン	東京都品川区西五反田7-22-2TOCビル4階		

(3)施設・設備

<施設>

敷地	敷地全体	1170 27m²	園舎	構造	RC構造
方人之已	放地土冲	1179.37m		延べ面積	997. 92 m²

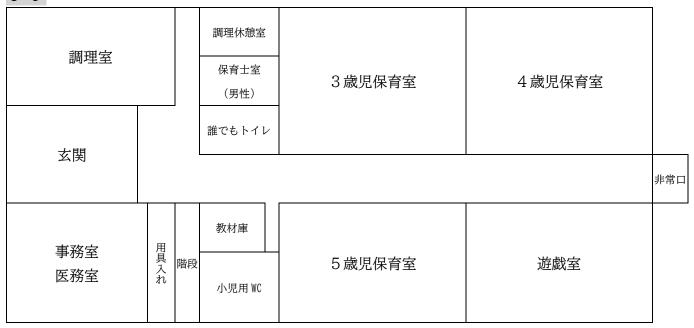
<主な施設内容>

内容	部屋数	備考		
乳児室	1室	ひよこ組(0歳児クラス)		
保育室	5室	うさぎ組(1歳児クラス)、ぞう組(2歳児クラス)、		
		らいおん組(3歳児クラス)、こあら組(4歳児クラス)、		
		ぱんだ組(5歳児クラス)		
遊戯室(ホール)	1室	運動遊び兼幼児午睡室		
調理室	1室	調理員休憩室・トイレを含む		
トイレ	5室	1階、2階		
洗濯室	1室	2階 洗濯、沐浴		
教材室	1室	1 階		
職員休養室	1室	休憩室兼ロッカー室		
事務室	1室	事務		

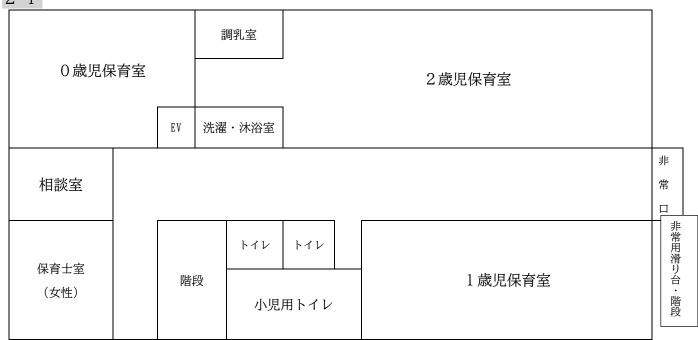
^{*}保育室の広さ等は、国、都及び港区の基準に基づいています。

<園舎図>

1 F



2 F



2 嘱託医 <当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています>

(1) 内科医

医	療機り	目の 4	名 称	フローイーストクリニック
医	院	長	名	佐久間 泉 医師
所	<u>7</u>	Ē	地	東京都港区南麻布5-10-24 第二佐野ビル7階
電	話	番	号	03-6277-3555

(2) 歯科医

医兆	療機 関	目の:	名 称	青山歯科医院
医	院	長	名	北見 つかさ 医師
所	右	Ē	地	東京都港区南青山5-1-22 青山ライズスクエア3階
電	話	番	号	0 3 - 3 4 0 0 - 5 2 0 0

3 開園日及び休園日

開園日 月曜日から土曜日

休園日 日曜・祝日・年末年始(12月29日~1月3日)

4 開園時間・保育時間について

7時15分~20時15分(土曜日は18時15分)

(1)保育標準時間認定による保育時間

7時15分~18時15分までの範囲内で保育を必要とする時間となります。

(就労証明書にて提出されている時間に通勤時間を加えた時間やその他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに決定します。)

なお、保護者がお休みの場合の保育は基本保育時間(9時~17時)となります。

(2) 保育短時間認定による保育時間

9時~17時までの間で最長8時間となります。基本的にこの時間内での保育となりますが、超過した場合には、別途延長保育料が必要となります。

(3)延長保育(保育標準時間認定の方が対象です。)

満1歳の誕生日を迎えたお子さん(且つ完了食になってから)を対象として、保育標準時間認定の時間を超えた、延長保育を実施しています。

*実施日時:月曜日から金曜日まで18時16分~20時15分

*申込み : 当日の受入れ時、また急遽延長保育が必要になった場合には当日の

17時までにお電話で受け付けています。

*料金 : 1 時間単位で別途料金がかかります。

*食事:19時15分までの延長保育(夕食にひびかない程度の補食あり)

20時15分までのワンモア保育(夕食あり)

*キャンセルや時間変更の場合:当日17時までに連絡が必要です。

(4) 土曜保育(7時15分~18時15分)

土曜日に保護者が就労のために保育が困難な場合、園で保育を行います。勤務形態

が恒常的に土曜勤務の方で、すでに就労証明書を区へ提出されている方以外は、 原則、事前に土曜就労証明書の提出が必要になります。

(5) 慣れ保育について

入園直後の保育時間は、お子さんや保護者の負担を軽くし、集団生活に無理なく慣れるよう、短い時間から始めます。

5 利用者負担金

(1)保育料は、世帯の区市町村民税所得割課税額及び保育の必要量と児童のクラス年齢 により決定します。

給食費は、区立保育園及び港区保育室に通うお子さんについては無償です。

(2)延長保育料

保育料や支払方法については、別途各地区総合支所区民課よりお知らせします。

6 利用の変更及び終了について

(1)変更

保護者の就労状況の変更や転居など、また転園・休園の場合には、保育園とお住まいの地区の総合支所区民課へ書類の提出等が必要になります。早めにまずは園にお知らせください。(各書類は当園にもありますが、港区公式ホームページからダウンロードもできます。)

(2)終了

当園は以下の場合には保育の提供を終了いたします。その場合には、退園届の提出が必要です。

- ① 幼稚園やインターナショナルスクール・企業主導型保育事業所等に入園するとき。(二重在籍はできません。)
- ② 退職等により家庭で保育できるようになった場合。
- ③ 区外に転出し、区内に勤務地がないとき。
- ④ 3か月を超えて保育園を休む場合。(ただし、在園児の病気やけがなど、又は 弟や妹の出産を伴う休園をする場合を除く。)
- ⑤ 月初から月末まで保護者のいずれかが、在園児の育児休業を再び取得する場合。
- ※そのほか、利用の継続について重大な支障、困難が生じた場合は速やかにお住まいの各地区総合支所へご連絡ください。

7 保育の提供にあたり

・保育園では養護と教育を一体的に進めていきます。

(養護とは)子どもが心身ともに心地よいと感じる環境を整え、子ども自身が主体的 に育つことを助けることです。

(教育とは)知識を伝えることだけではなく、「感じる・探る・気づく」といった子ど もの興味関心を引き出すことです。

・保育の提供に当たっては、保育所保育指針、全体的な計画(P14参照)をもとに、 子どもの発達を見通した長期的な指導計画(年間・月)と、より具体的な子どもの日々 の生活に即した短期的(週・日)な指導計画を作成し、それに沿った保育を実施して いきます。

- ・一人一人の違いを大切にし、子ども自身の生活する姿や発想を大切にして適切な環境 を構成し、子どもが主体的に活動できるようにします。
- ・一日の生活リズムや在園時間の異なる子どもが共に過ごすことを踏まえ、活動と休息、 緊張感と開放感等の調和を図るよう配慮します。
- ・長時間の保育については、保育の内容や方法、環境などに十分配慮し、家庭との連携 を密に図っていきます。
- ・日々の生活や遊びからの学びを中心とした教育を行います。
- ・多様な文化や価値を背景にもつ子ども及び保護者が安心して園生活が送れるよう、それぞれの文化の多様性を尊重し、柔軟な対応、配慮を行います。また異なる文化に触れる機会を大切にし、文化の多様性に気づき、興味や関心を高めていくことができるよう適切に援助していきます。
- ・乳児保育は、愛情豊かに、応答的に行われることが特に必要であることから、この時期の発達の特性を踏まえ、身体的発達に関する視点(健やかにのびのび育つ)、社会的発達に関する視点(身近な人と気持ちが通じ合う)、精神的発達に関する視点(身近なものと関わり感性が育つ)の3つの視点で保育を構成しています。
- ・幼児クラスでは「小学校入学前教育カリキュラム」に沿ったカリキュラムを推進し、 小学校へ円滑に接続ができるようにしていきます。また、近隣の保育園や幼稚園・小 学校と積極的に連携を図ります。
- ・保育園では、児童の安全確保のために「安全計画」を作成し、施設の設備等の安全点 検や園外活動等を含む保育活動や取組等における職員や児童に対する指導、職員への 各種訓練や研修等を行っています。

8 職員の資質の向上にむけて

- ・保育の計画 (Plan)、実践(Do)、評価(Check)、改善(Action)というPDCAにより、 保育を見直し、質の向上を図ります。
- ・保育園職員は、毎年の自己評価に基づく課題等を踏まえ、園内外の専門的な研修や区 の研修を通して自己研鑽に努めます。
- ・保育園では定期的に外部による第三者評価を受け、その結果を公表し、常にその改善 を図るように努めています。
- ・保育園のすべての職員に対して、子どもに対する不当な行為を禁止しています。国籍、 信条等による差別的な扱い、心身に有害な影響を与える行為、身体的苦痛や子どもの 人格を辱めるなど不当な行為から子どもを守り支えるために、「子どもの人権」の研修 などを通して理解と知識を深めています。また、虐待の早期発見、通告義務も課せら れており、港区子ども家庭総合支援センターと常に連携しています。

9 個人情報保護に関する事項

保護者の方から入園に関して保育園に提出していただく個人情報が含まれる書類につきましては「個人情報の保護に関する法律(保護法)」、「港区情報安全対策指針」及び「港区個人情報取扱指針」に基づき適切に管理します。

- (1)保育園はお子さんの個人情報について、情報主体の方の安全に留意すると共に、その意見を尊重し、適切に取り扱います。その上でお子さんの園生活において、名前や写真を必要に応じて利用します。具体的な利用は次のとおりです。
 - ① お子さんが個別に使用する箇所や物。
 - ② 誕生児紹介・お子さんの作品
 - ③ 行事や園での様子紹介、園便り、手紙等
 - ④ 保育の記録
- (2)休日保育、年末保育を利用する場合、他の保育園へ転園する場合及びお子さんの兄弟姉妹が別の施設に在籍する場合等において、他の施設や関係機関との間で必要な連絡調整や情報の提供を行います。
- (3) 保育園から小学校への「保育所児童保育要録」の送付について 保育所保育指針により「すべての保育所入所児童について、就学の際に保育園から 就学小学校へ、子どもの育ちを支える資料を『保育所児童保育要録』として送付す ること」と定められています。園は年長児(5歳児クラス)の子どもについて「保 育所児童保育要録」を作成し、就学先の小学校へ送付します。
- (4) 緊急時において、病院その他の機関に対して必要な情報提供を行います。
- (5)「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第 15 条に基づく調査を行う場合に、名前や連絡先を使用します。この調査は、保健所等の行政機関が、感染症の発生した周辺状況等の情報等を収集するとともに、感染経路及び感染源等を推定し感染拡大の防止に役立てるものです。
- (6) 職員の守秘義務について

職員または職員であった者は、業務上知り得た園児及びその家族に関する個人情報 及び秘密事項について、第三者に対し漏らすことのないよう、守秘義務が課せられ ています。在職の全職員については、年1回以上の研修を通して意識の強化を図っ ています。また、非常勤職員、実習生、ボランティアなどに対しては、誓約書におい て確認しています。

- (7) 保育園での写真等の撮影や情報管理について
 - ① 保育園では、日常の保育を記録するために写真や動画を撮影しています。
 - ② 保育の記録は、日常の様子を紹介する以外に、研修、区が運営するホームページや SNS、広報誌等に利用する場合があります。利用にあたっては、個人が特定されないよう十分に配慮し、適切に管理します。
 - ③ 保育参観・保育参加では、写真や動画の撮影をお断りしています。お子さんとの直接のふれあいの時間としてくださいますようお願いいたします。
 - ④ 誕生会、運動会、こども会など行事の際には、活動の妨げにならないようにご配慮いただいた上で、園の指定する条件での撮影をお願いします。
 - ⑤ その他、園内で撮影する場合には、事前に職員までご相談ください。
 - ⑥ 園内及び園の行事等で撮影した写真等に、ご自身のお子さん以外の方が写っている場合もあり得ますので、SNS 等で使用することはおやめください。SNS で個人情報を拡散して事件になった場合、「個人情報保護法違反」に問われる可能性があります十分にご注意ください。
- (8) 保有個人情報開示等請求制度について

「個人情報の保護に関する法律(保護法)」に基づく保有個人情報開示等請求制度で、 区民等の皆さんは、港区が保有する自己の個人情報の開示、訂正、削除や利用停止 を請求することができます。

開示等を請求する場合の窓口は、在籍する保育園がある総合支所の所管課となります。

10 保育業務支援システム「コドモン」について

保護者の園利用の利便性向上及び保育士の事務業務の効率化による保育の質の向 上のため、保育業務支援システム「コドモン」を使用しています。

保育業務支援システム「コドモン」は港区が株式会社コドモンと契約を行い運用しています。

保護者の方には「コドモン保護者アプリケーション」をダウンロードしていただき、株式会社「コドモン」の利用規約に同意の上、利用していただく必要があります。 保護者アプリの利用に際し、入力される個人情報等の情報やデータについては、株式会社コドモンが取得し、管理することになります。

保護者アプリを利用された情報等については、保育園と本システムを通してコミュニケーションをされたものに限り、保育園が本システムを通じて取得し管理します。システムの利用にあたり、スマートフォン、パソコン等の通信料は自己負担となります。コドモン保護者アプリの操作方法やご要望等については、アプリ内「お問い合わせ」フォームよりお問合せください。

連絡帳等の投稿コンテンツは、一定期間経過後に通知があった上で削除される場合もあります。

コドモンで使用する機能は「登降園管理」「お知らせ」「アンケート」「連絡帳(0,1,2 歳児クラス)」「保護者連絡」「成長記録」「資料室(保育園のしおり兼重要事項説明 書等の資料データを格納)」です。

11 乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防について

保育園では、保育士等が睡眠中のお子さんの姿勢や顔色、呼吸状態の観察などを行い、異常の早期発見に努めています。併せて、O歳児クラスでは、乳幼児体動センサー「シエスタベベ」を活用しています。

12 保育園での冷凍母乳の取扱いについて

1歳の誕生日前日までのお子さんで、母乳育児を希望される場合は、直接授乳の推 奨と、冷凍母乳の預かりを行っています。冷凍母乳を希望される場合は、安全に提 供するために、必ず事前に看護師または保育士が面接を行い、必要事項の聞き取り と、預かりの手順ときまりをお伝えします。

保育園で冷凍母乳を取り扱う際には、適切な衛生管理のもと細心の注意を払っておりますが、母乳は、血液と同じ体液であり、「違うお子さんに冷凍母乳を授乳する」等の誤授乳が起こった場合には、母乳を介した感染のリスクがあります。万が一、誤授乳が起こってしまった際には、搾乳者、哺乳児の母及び哺乳児の受診、医師の指示に基づく採血による検査、結果の情報提供などの対応にご協力いただきます。

13 特別事業

(1) 保育園体験

在園児の保護者の方に保育園生活を体験してもらうことで、お子さんが日常的に過ごしている保育園の方針や指導内容などの理解を深めていただき、保護者と園が一

緒に子育てを行っています。

(保育士体験・保育参加・公開保育・夏祭り・運動会など)

(2) 障害児保育

心身に障害を有するお子さんや特別な支援が必要なお子さんの健やかな発達を促 進することを目的とした保育を行っています。

また、心理士・言語聴覚士・作業療法士・医師などが必要に応じて保育園を巡回し、 保育のアドバイスを行っています。

(3) 保護者向けカウンセリング

保育園カウンセラーが保護者の相談に応じ、家族の問題、子育てに関する相談を受 けることで、育児支援を行います。日程は、年度当初に掲示等でお知らします。

(4) 病児・病後児保育

①病児・病後児保育室

在園児が病中又は病気の回復期などにあるために集団保育が困難な期間、港区病 児保育室・病後児保育室にてお預かりします。(別紙参照)

②訪問型病児・病後児保育 利用助成制度

在園児が病気により登園が困難な時期に、病児・病後児保育としてベビーシッタ 一事業者を利用する保護者を対象に、利用に要した費用の一部を助成する制度が あります。(別紙参照)

(5)休日保育

休日に保護者が就労などの理由により保育が困難な場合、下記の指定園にて保育し ます。保育が必要な方は、利用希望日の前月の1日から9日前までに実施園へ電話 にて予約をし、申し込んでください。

(実施園) ①神明保育園 5733-6822 ②たかはま保育園 5781-0255

- ③しばうら保育園 5232-1130 ④東麻布保育 3584-3811
- ⑤芝浦アイランドこども 園 5443-7337
- ⑥元麻布保育園 5422-7338 ⑦神応保育園 5422-6363

(申込み) 必要書類は当園にあります。予約が取れましたら、申込書類に必要事 項を記載後、当園に提出してください。

(6) 年末保育

12月29日、30日の年末に保護者が就労の理由により、保育が困難な場合、 区立保育園の拠点園において一時的に保育を行います。

拠点園や申込み方法については、毎年 11 月上旬に別途お知らせします。

1 4 臨時休園について

大型台風の接近等に伴う臨時休園について

大型台風の接近等に伴う豪雨や暴風により登降園時を含む屋外での行動が危険な 状況となると見込まれる場合や、首都圏の鉄道各社の大半に計画運休が実施される 場合は、全日休園または閉園時間の繰上げ等を行うほか、開園時刻を遅らせます。 ※詳細は、P41「臨時休園及び運営再開の基準等」を参照してください。

この場合、遅くとも前日午後3時までに決定し、園からコドモンや緊急メール配 信(未登録者には個別に電話連絡)によりお知らせします。

15 注意事項

- * 保育園には毎朝9時30分までに登園しましょう。また体調不良や家庭の都合でお休
- * みする場合、登園が遅れる場合も9時30分までに連絡が必要です。連絡がない場合
- * は、所在確認のため園から連絡をします。 (生活リズムの確立と園生活での遊びの時間の保障、給食の人数の確定などのため、時間厳守でお願いします。)
- * 登園・降園の時には、保育士とお子さんの様子や連絡事項を伝え合ってください。また、登降園管理システムで登降園時間の記録をしてください。
- * お子さんのけがや発熱時などは事前にいただいている「緊急連絡カード」を基に、保護者へ電話連絡をさせていただきます。急なお迎えが必要な場合を想定し、日ごろから対応を確認しておきましょう。
- * 感染症にり患した場合、集団の健康を守り、感染の拡大を防止するため、区の定めた 基準に従った上で登園してください。 しおり P 2 8 をよく読んで医師の指示に従ってください。また保育園には、必ず連絡 をしてください。
- * 緊急メール配信サービスやコドモンで配信されるお知らせや園内の掲示物は必ずご確認ください。また書類等の提出物は期限を守りましょう。
- * 保護者以外の方がお迎えの場合には事前の連絡が必要です。 (安全確保のため、連絡のない場合には確認の連絡をさせていただきます)
- * 車での登降園は原則禁止です。やむを得ない場合は、必ず最寄りの駐車場を利用し、 乗降時もお子さんの安全に留意してください。路上駐車や自家用車及びタクシーを園 出入口前に駐停車しての乗降、タクシーを待たせる等の行為は、通行の妨げや安全面 の問題により、行わないでください。
- * 交通安全については、十分ご留意ください。
- * 自転車で送迎される場合には以下のルール・マナーを守って使用してください。
 - ① ヘルメットを着用する。
 - ② 幼児座席を装着し、お子さんの足が巻き込まれないようにする。
 - ③ 自転車にお子さんを乗せたまま離れないようにする。
 - ④ 自転車を停める場合は、置いてよい場所か確認し、周囲に十分注意する。
 - (自転車は道路交通法上「軽車両」となっています。違反をすると罰則が科せられる場合があります。警視庁ホームページ「自転車の交通ルール」より)
- * 登降園にお子さんが、キックボードや子ども用自転車、三輪車等を利用することは、 通行の妨げや安全面からの問題により行わないでください。
- * 園内のバギー置き場は場所が限られています。多数の方が利用しやすいよう、バギーは、たたんでご利用ください。
- * 園の敷地内はすべて禁煙です。食べ物や玩具の持ち込みも禁止しています。
- * 利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教、政治及び営利目的の勧誘、活動はご遠慮ください。

16 ご意見・ご要望・苦情等に関する相談窓口

保育園以外にも、保育園や子育てに関する相談ができる窓口があります。お困りごとが ありましたら、以下の相談窓口にお問合せください。

保育園の運営や建物管理に関するこ	園内相談窓口 主任
2	園内相談解決責任者 園長
	●保育園を所管している
	赤坂地区総合支所管理課施設運営担当
	TEL 5413-7014
	●委託事業者相談窓口
	株式会社 アソシエ・インターナショナル
	本社事務局
	TEL 3711-3900
	●保育課運営支援係
	TEL 3578 — 2848
不適切な保育が疑われる場合	●日本保育者支援協会 □ □
	●子ども政策課子ども施設指導係
	TEL 3578-2852
保育園の入園や認定等に関すること	●お住まいの住所地を管轄している、各総合支所
	区民課保健福祉係
	(芝 3578-3161) (麻布 5114-8822)
	(赤坂 5413-7276) (高輪 5421-7085)
	(芝浦港南 6400-0022)
フォインをはよっておよりのフェ用よっ	●保育課保育支援係 (3578-2441)
子育てに対する不安や悩みに関する こと	●港区立子ども家庭支援センター TEL 5002 7215
	TEL 5962-7215 (港区子ども家庭相談ダイヤル)
	TEL 5962-7202
	(心理士・保健師の専門相談)
	●港区児童相談所 TEL 5962-6500
	●港区立児童発達支援センター ぱお
	TEL 6277-3106
	●港区みなと保健所地域保健係
	TEL 6400-0084
児童虐待に関する相談	●港区児童相談所 TEL 0120-483-710
	(港区児童虐待相談ダイヤル)
就学に関する手続き	●学務課学事係
	TEL 3578-2726~2729
特別支援に関する相談	●教育人事企画課特別支援教育担当
(就学相談)	TEL 5422-1543
受付方法	① 受付窓口への直接のお申し出
	②電話での申し出
	③ ご意見BOX・広聴はがき
	(園内設置・匿名可)
	④ 広聴メール(港区ホームページから入れま
	す)

登降園管理システムの利用方法

区立認可保育園では、登降園管理システムを用いたQRコードの読み取りにより、登降園管理を実施します。また、延長保育利用料金につきましても、同様となります。下記のとおりの利用方法になりますので、ご理解、ご協力をお願いします。

記

1 延長保育利用対象者および利用料金

延長保育利用者	ワンモア利用者	遅 延 者 等
午後 6 時 16 分~	午後7時16分~	・延長保育の利用申込をし
		ないでお迎えが午後6時15
仕事のためお迎えが間	仕事のためお迎えが間	分を過ぎた方
に合わない原則標準時	に合わない原則標準時	・短時間認定の方で午前9
間認定の方	間認定の方	時から午後5時以外の時間
		に保育を実施した場合※
• 1 時間 0 円、200 円、400	• 1時間 200円、400円、600	● 1 時間 0 円、200 円、400
円です。(階層によって異	円です。(階層によって異	円です。(階層によって異
なります。)	なります。)	なります。)
		● 午後 7 時 16 分以降はワン
		モア利用者の金額設定と
		同じになります。

※保育園の行事の都合で短時間認定の方が午前9時前に登園する場合は、延長保育料は発生しません。

2 事前準備

延長保育の利用の有無に関わらず、お子さんを送迎される保護者の方には、ご自身のスマートホンにコドモン保護者アプリをダウンロードしていただきます。保育園からお子さんのIDとパスワードをお渡しします(兄弟姉妹がいる場合はお子さんごとにお渡しします)。毎日の登降園時間は、QRコードの読み取りが打刻となりますので、必ず携帯していただくようお願いいたします。

3 QRコードの利用

- ① 登降園時に、コドモン保護者アプリから「登降園打刻QRコード」を表示し、保育園に設置されているQRコードリーダにかざしてください。兄弟姉妹が同じ保育園に通園している場合は、QRコードをかざすとQRコードリーダ画面にそれぞれのお名前が表示されますので、対象のお子さんのお名前をタップし、登録してください。
- ② ①のデータを基に毎月月末に利用料金を集計します。(ご希望の方には、延長利用料金の確認資料として納付証明書をお渡しいたします。)

※延長保育時間内のお迎えは、原則として保護者の方(父母のどちらか)にお願いいたします。(事情によりベビーシッターを利用している場合は考慮します。)尚、当日のお迎え時に緊急を要するやむを得ない事態(交通事情、気象事情、保護者の体調不良、家族の急病等)が起き、保護者以外の方になる場合は保育園にご連絡ください。

※交通障害等による遅延の場合も、延長保育料金発生の対象となります。

QRコードによる登降園記録について

当園では、園児の送迎に際し、セキュリティーの向上と事務作業の省力化を図るためQRコードによる登降園管理システムを導入しています。

登降園時には予めコドモン保護者アプリをダウンロードし、アカウント登録をした スマートフォンをお持ちください。

QRコード打刻

登園/降園時に、打刻用端末にQRコードをかざしてください。





保護者アプリを開き、スマートフォンの画面にQRコードを表示します。 登降園入退室時にリーダーにかざします。兄弟姉妹がいない場合は、これで打刻完了です。



兄弟姉妹がいる場合は、QRコードをかざすと、ひもづけされた兄弟姉妹全員の名前が表示されます。欠席のお子様がいたらタップして、チェックをはずし「1人打刻」をタップすると打刻が完了します。

タッチ打刻

画面下部の「手動で打刻」をタップします。





クラスと園児の名前を選びます。次に入室・退室のいずれかを選択して「打刻する」をタップします。 これで打刻が完了します。

兄弟姉妹がいる場合は、QRコード打刻と同様に操作します。

18 保育園の主な行事

- *保育園ではお子さんの成長発達に合わせて、いろいろな行事を行っています。 保護者参加の行事や保護者会は、園でのお子さんの姿を見たり知っていただき、育児の参考に していただく内容となりますので、是非ご参加ください。
- *詳細な日程につきましては「年間行事予定表」を、年度当初に配布しています。 また、社会情勢等により内容の変更や中止の場合も有りますので、ご了承ください。

月	保育行事	健康・その他
4	入園式(新入園児保護者参加)	<健康関係>
_	こどもの日の集い	・身体計測 (毎月)
5	保護者会(各学年ごと、年2回)	・健康診断 0歳 月2回
6	はみがき教室(3・4・5歳クラス)	1・2歳 月1回
	運動会	・全園児定期健康診断(年2回)
7	七夕の日の集い	・歯科検診 (年2回)
	夏祭り	・尿検査 (年1回) 3・4・5歳
	プール開き	・視力検査 (年1回)4・5歳
8	プール閉い	
9	引き取り訓練	<その他>
1 0	秋の遠足(4・5歳クラス)	〜 での他~ ・個人面談 (年1回、また必要時)
	ハロウィン	・誕生会 (毎月)
1 1	作品展	・避難訓練(毎月)
1 2	年末お楽しみ会	・保育参加 (6~1月、保護者自由参加)
1	新年こどもの会	
	保護者会(各学年ごと、年2回)	
2	節分会	
	発表会	
3	ひなまつり会	
	お別れ遠足(5歳クラス)	
	卒園式(5歳クラス保護者参加)	
	お別れ会	

19 保育園の一日

時間	0 歳児	1 · 2 歳児	3 · 4 · 5 歳児
7:15	開園	開園	開園
	順次登園	順次登園	順次登園
	視診、検温	視診、検温	視診、検温
	保護者との必要事項の連絡	保護者との必要事項の連絡	保護者との必要事項の連絡
	あそび	あそび	あそび
	おむつ交換	おむつ交換/排泄	
	水分補給	牛乳摂取	
9:30			水分補給
	あそび 外気浴	あそび	
		・戸外あそび	あそび
	おむつ交換	・描画、製作活動	・戸外あそび
	離乳食 (初期)	・コーナーあそび	・描画、製作活動
10:30	(中期)		・コーナーあそび
	(後期)	おむつ交換/排泄	・散歩
11:00	(完了)		
	おむつ交換	昼食準備	
	睡眠	昼食	
12:00		午睡準備	昼食準備
		午睡	昼食
			午睡準備
14:30	目覚め、検温	目覚め、検温	午睡
	離乳食(初期・中期)	おむつ交換/排泄	目覚め、検温
15:00	おやつ(後期・完了)	おやつ	おやつ
	あそび	あそび	あそび
	順次降園	順次降園	順次降園
18:16	*延長保育開始(補食)	*延長保育開始(補食)	*延長保育開始(補食)
19:16	*ワンモア保育開始(夕食)	*ワンモア保育開始(夕食)	*ワンモア保育開始(夕食)
20:15	 保育終了	保育終了	保育終了
20.13	小月が1	小月が、1	N/ 日 // ()

^{※0}歳児の延長保育は満1歳になった当日、且つ離乳食が完了してからになります。

[※]水分補給は適宜できるようにしています。

[※]季節と成長に応じて、時間に多少変更があります。

~ 0・1・2歳児用 ~

	持ち物	補 足
汚れ物袋	(i)	汚れものを入れて毎日持ち帰ります。 ※スーパーのレジ袋、エコバッグなど (必ず記名をして下さい。)
着替え ・上着 ・肌着 ・ズボン ・靴下		 ・お子さんの体に合ったもの ・吸収・通気性の良いもの ・着脱しやすいもの 上記の物を季節に合わせてご用意下さい。 ※靴下も片方ずつに記名して下さい。 ※ひもやフード、スパンコール等の装飾があるものは、ケガや誤飲の恐れがあるので着用を控えて下さい。 ※サイズが合わないものはお子さんの発達の妨げになりますので、体に合ったものをご用意下さい。 ※下着の替えは多めにお持ち下さい。
食事用エプロン	毎日、2・3枚	毎日、使用します。 ※0歳児は、午前食・午後食の2回 ※1・2歳児は、昼食・おやつの2回
手拭きタオル	毎日、2・3枚	食事時に手拭きとして使用します。
おしりふき おしりふきケース	2袋程度	どちらにも記名をお願いします。 残りが少なくなり次第お伝えします。
おむつ	1袋	おむつ1枚ずつに記名してください。 ※必要な方は、紙おむつのサブスクリプションサー ビスが利用できます。
ビニール袋	1束(1箱)	汚れたものや、濡れた衣服等を入れます。 少なくなりましたら、補充をお願いします。
お昼寝用タオル	1枚	月曜日に持ってきて、金曜日に持ち帰ります。 ※記名して下さい。 ※夏場は汗をたくさんかきますので吸水・通気性の 良いタオル、冬場は厚手の大きいタオルをご用 意下さい。

お昼寝用タオル入れ	1袋	週始めにお昼寝用タオルを入れて持参して頂き、 週末に持ち帰ります。 ※エコバッグなどの大きめの袋
ガーゼ(0 歳児)	3·4枚	1日 3・4枚 授乳時に使用します。
避難靴		別紙参照(P21)

☆集団生活の中で使用します。紛失や間違いを防ぐために園にお持ちになるもの全て (紙おむつにも)に記名をして下さい。

- ・他の方の物と間違わないよう、わかりやすい場所に大きく・はっきりと!
- ・名前が薄く、見えにくくなった場合は書き直してください。

☆夏 期 : タオル 2枚(お昼寝時・汗拭き用 として使用)

[0歳児] 沐浴セット : オムツ1枚、着替え1セット、タオル、ガーゼ [1・2歳児] 水遊びセット: オムツ・パンツ1枚、着替え1セット、タオル

☆冬 期 : 薄手の上着 (フードやひものないもの)

☆お子さんの成長や季節によって、ご用意いただくものもあります。 (必要になりましたら、その都度担任からお知らせいたします。)

◆ 毎日持って	こくるもの ◆	
	持 ち 物	補 足
通園かばん (リュック)		手拭きタオル・コップと1日分の着替えを入れます。 お子さんの体に合ったサイズ、お子さんが使いやすそうな物を選んで下さい。 ※週末にお昼寝用タオルを入れて持ち帰ります。
上履き		お子さんの足に合った靴をご用意下さい。 ※記名してください。 ※1 階のみで使用します。 ※2 階へ上がる際は脱いでからお上がり下さい。
着替え ・上着 ・肌着 ・ズボン ・下着 ・靴下		お子さんの体に合ったもの、また汗をかくので吸収・通気性の良い物、お子さんが脱ぎ着しやすいものを季節に合わせてご用意下さい。 ※記名してください。 ※サイズが合わないものはお子さんの発達の妨げになりますので、大きすぎたり、小さすぎたりしないものをご用意下さい。 ※下着の替えは多めにお持ち下さい。
お昼寝用タオル		月曜日に持ってきて、金曜日に持ち帰ります。 ※記名してください。 ※夏場は汗をたくさんかきますので吸水・通気性の 良いタオル、冬場は大きめ厚手の大きいタオルを ご用意下さい。

◆ 週末に持ち	5帰り洗濯して月曜日に持ってくるも	の ◆
	持ち物	補 足
上履き		毎週末に持ち帰り、洗って月曜日に持ってきて下さい。 ※靴を入れる袋をご用意ください。
お昼寝用タオル		月曜日に持ってきて、金曜日に持ち帰ります。 ※記名してください。 ※夏場は汗をたくさんかきますので吸水・通気性の良 いタオル、冬場は大きめ厚手の大きいタオルをご用意 下さい。

乳児クラス避難靴について

園では安全管理の観点より避難訓練を月に1回以上実施しています。火災や地震だけでなく不審者対応などの訓練を通していざ という時どのように行動すればよいのかを、子どもたちも一緒に考える機会にしています。

さて、火災や地震の訓練で子どもたちが必ず身に付けるのが"防災頭巾"と"避難靴"です。自分の身を守るために大切なものということを訓練を通して子どもたちも理解しているようです。防災頭巾は園で用意していますが、避難靴は各ご家庭で用意していただいております。避難の際、いかに素早く履くことが出来るかが重要になってきますので、サイズのお願いと園で推奨する避難靴をクラスごとにご紹介させていただきます。

【サイズのお願い】

ワンサイズ上(0.5~1㎝上)の靴をご用意ください。

ワンサイズ上だった靴がぴったり履けるようになったら、避難靴だったものは通常靴としてご使用いただき 別途ワンサイズ上の避難靴をご用意ください。

【推奨する避難靴】

《例》









- ・履き口が大きく、マジックテープで留めるタイプ
 ※スリッポンタイプは避難の際に脱げてしまう可能性がありますのでご遠慮下さい。
- ・ひよこ組は歩行が安定してきたら用意していただきます。時期については個別に担任よりお声がけ致します。

でう組後半になったら・・・

幼児クラスになると、午睡以外は上履きを履いて過ごしますので上履き=避難靴となります。 そこで、ぞう組の年度後半からは上履きタイプを用意していただき、履くことに慣れていきたいと思います。

《例》







子どもにとって食べることは、身体の発育だけでなく、情緒面の発達にも影響を与えます。乳幼児期は特に、日々の活動も激しく、からだが小さくても多くの栄養を必要とします。

そこで保育園給食では、栄養のバランスを考えるとともに、マナーの習得や、楽しく食事ができるようにいろいろな配慮をしています。

給食の目標

- 食物に対する関心を高め、食べる意欲を育てる。
- 食を通して自分の体を守る力を伸ばせるように働きかける。
- 皆で楽しく食事をして、望ましいマナーを身につける。



保育園給食について

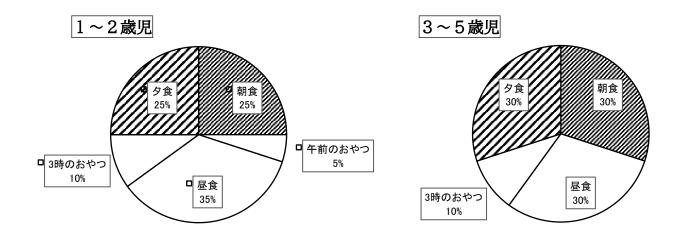
- (1) 給食は「昼食+おやつ」を基本とし、延長保育が必要な子どもには補食、夕食を提供しています。おやつは手作りおやつを基本としています。
- (2) 乳幼児は咀しゃくや消化吸収、代謝機能が未熟なので、発育段階にあわせて 給食を行っています。離乳食は $5\sim6$ か月頃(初期)、 $7\sim8$ か月頃(中期)、 $9\sim1$ 1か月頃(後期)、12~18か月頃(完了)を目安にしています。
- (3)保育園における給与栄養量の割合は、一日の給与栄養目標量のうち乳児は50%、幼児は4 0%を目標としています。
- (4) 新鮮な季節の食材を使い、素材の味を生かすため薄味にしています。
- (5) 乳幼児期は、細菌感染に対する抵抗力が弱いので、衛生管理には十分注意をしています。
- (6)乳幼児の食事時間は30~40分を目安としています。

給食と家庭の食事

食事はできるだけ規則正しくとることが大切です。

次頁の図は、1日の食事のうち園と家庭との割合を示したものです。(色塗部分が家庭での食事) 家庭の食事もバランスの良い物を工夫しましょう。特に朝食は、一日の生活のリズムを作り、意欲 的に遊ぶための活動源になりますので、しっかりとるようにしましょう。

1~2歳児は、保育園で午前のおやつに牛乳(50ml)を飲みます。



- ※毎月の献立表や配付物は、必ず目を通しましょう。
- ※毎日の保育園給食の内容は、保育園の展示食をご覧ください。
- ※保育園におけるアレルギーの発症を防止するため、給食で提供される食品を初めて食べること(初 摂取)がないように献立表を確認し、自宅で数回試してください。

*一日の目安量

(単位: g)

働き	会 口	1~2 歳	3~5 歳	かみ十畳
働き	食 品	1~4 威	3~3 成	めやす量
る働	※ごはん	90~100g×3回	100~110g×3回	
カ	いも類	40	50	じゃが芋 1個(150g)
や 体	砂糖	5	7	砂糖 小さじ1(3g)
く力や体温とな	菓子類	20	30	油 大さじ(12g)
な	油脂	10	12	
をか	緑黄色野菜	80	80~100)
ととだ	淡色野菜	120	120~150	ほうれん草 1把(200~300g) きゅうひ 1 オ (100 g)
をととのえるからだの調子	海草	少々	少々	- きゅうり 1本(100g) - りんご 1個(240g)
る子	果物	100	100	7700 1個(2408)
<i>ት</i> ን	卵	30	40	卵 1個(50g)
75 5	肉	35	40	魚 1切(80g)
たをつ	魚	35	40	豆腐 1丁(300g)
からだをつくる	大豆製品	40	50	牛乳 1 本(200ml)
ර	牛乳	300m1	250ml	

※ごはん $100\,\mathrm{g}$ (子ども茶碗 $1\,\mathrm{K}$) と同じエネルギー量・食パン $8\,\mathrm{K}$ 枚切 $1\,\mathrm{K}$ 枚でうどん $100\,\mathrm{g}$ 、乾スパゲティー $40\,\mathrm{g}$

食事発達のめやす表



区分	月年齢	食事発達のめやす	備考 ☆…調理形態 ★…年齢別ポイント
	4 か月	チュッチュッ期 (舌飲み) ・液体を飲むことができる	☆液体 ミルク、湯冷ましなど
	5~6 か月頃 (開始期から初期)	ゴックン期(口唇食べ) ・くちびるを閉じてゴックンと 飲み込む	☆ヨーグルト状やポタージュ程度
離乳食	7~8 か月頃 (中期)	モグモグ期(舌食べ) ・舌と上あごでモグモグできる ようになる	☆豆腐くらいの固さで、舌と上あご でつぶせる程度
	9~11 か月頃 (後期)	カミカミ期 (歯ぐき食べ) ・上下 2 本の前歯が生えそろう時期 ・前歯でかみ切り、歯ぐきでつぶすことができる	☆弾力のあるバナナくらいの固さ で、歯ぐきでつぶせる程度
完了食	12 か月~18 か月頃	パクパク期 ・離乳の完了 ・スプーンを持って食べようと する	☆肉団子くらいの固さで、歯ぐきで かみつぶせる程度
乳児食	19 か月頃〜2 歳	・スプーンやフォークを使い一 人で食べられるようになる	★主食、副食、汁物が交互に食べら れるように働きかけましょう
	3 歳	・はしが少しずつ使えるように なる	★落ち着いて一定時間で食べるこ とを習慣づけましょう
幼 児 食	4 歳	・はしが使えるようになる。・友達と食べる楽しさを知るようになる	★食べる時の姿勢、食器の正しい 扱い方を教えましょう
	5 歳	・自分で量をコントロール す ることができる ・マナーが身につく	★食物とからだのつながりを知らせ、好き嫌いなく食べることができるようにしましょう

乳幼児期は生涯にわたる健康づくりの基盤になります。

保育園の生活を通して、ご家庭と一緒により良い健康づくりをしていきましょう。

早寝・早起き

決まった時間に気持ちよく眠ることができるように環境を整え、規則正しいリズムで睡眠をとりましょう。 <一日の睡眠時間(昼寝を含むおおよそのめやす)>

年 齢	1歳未満	1~2歳	3~6歳
時間	13時間以上	12~13時間	10~12時間

登園する前に

ご家庭でお子さんの体温を測定し、体調こ変化がないか全身状態をチェックしましょう。



- 〈 こんな時は登園を控えましょう 〉

- ・発熱や呼吸器症状が認められた場合
 - ※ 解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善するまでは登園を控えてください。
 - ※ 解熱剤を使用した場合は、解熱剤使用後24時間ご家庭で様子をみてください。
- ・複数回の水様便や嘔吐がある、食事や水分を摂るとその刺激で下痢をする、下痢や嘔吐と同時に体温がいつもより高いなどの症状が認められる場合
- ・急な発疹・発赤・腫れなどの皮膚症状が出ている場合
- ・水分・食事がとれない、機嫌が悪く元気がない、顔色が悪くぐったりしている などの場合
- ・ご家庭で頭部打撲などの大きな怪我をした時は、状況により登園を控えていただく場合があります。

清 潔

清潔の習慣は、病気や感染症から身を守ります。

入浴、洗髪、体を拭くなど、常に体全体の清潔を心がけ健康的な生活を送りましょう。 幼児は、まだ自分ひとりでは十分にできません。大人がしっかり援助してあげましょう。



- (1) 石けんと流水による手洗い、うがいの習慣をつけましょう。
- (2) 毎日入浴、洗髪をしましょう。 特に、洗髪はアタマジラミ感染防止のために子どもだけに任せず大人が確認しましょう。
- (3) 手や足の爪は、一週間に一度必ず切りましょう。 (爪の角はひっかからないように整えましょう)



乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防のために

SIDSとは、元気だった乳児が前ぶれもなく亡くなってしまう病気です。原因はわかっていませんが、 日ごろから次のようなことを心がけることで、病気の発生を減らせることがわかっています。

- (1) 寝かせるときは、ご家庭でもあお向け寝にしましょう。(医師の指導がある場合はそれに従いましょう。)
- (2) 妊娠中や乳児の周囲では、たばこを吸わないようにしましょう。
- (3) 睡眠中は呼吸を妨げないように環境を整え、十分な見守りをしましょう。
- ※ 保育園では睡眠中は呼吸状態などの観察を行い、異常の早期発見に努めています。

予 防 接 種

保育園など小さな子どもの集団では、感染症の大流行が発生する危険があります。 予防接種で自己防衛するとともに、集団の防衛力を強化することにもなりますので、 体調のいい時に積極的に受けましょう。



予防接種には、国が定期に接種を勧める「定期予防接種」と受けたい人が主治医と相談して有料で受けられる「任意予防接種」があります。ワクチンにはそれぞれ接種できる月齢や年齢があります。適切な時期に、速やかに接種するようにしましょう。

〈 こんなことに注意しましょう 〉

- (1) 予防接種を受けた時に、次は何をいつごろ接種すればよいか、接種スケジュールはかかりつけの医師と相談しておくとよいでしょう。
- (2) 予防接種を受けた時は、必ず保育園にお知らせください。
- (3) 接種後は副反応が出ることがあります。できるだけ、接種後は静かにして観察できる午後からの接種をお勧めいたします。また、接種後30分は接種会場で様子をみるか、医師とすぐに連絡をとれるようにしておきましょう。

乳幼児健康診査

母子保健法に基づいて港区が乳幼児に対して行うものです。乳幼児の健康状態をしっかりと把握し、疾病の早期発見・早期治療につなげる上では、とても大切な健康診査です。大切な子どもの健康を守るために、適切な時期に受けるようにしましょう。また健康診査を受けた時は、必ず保育園にお知らせください。

感 染 症

感染症にかかり治癒後、登園時には感染症の内容に応じて「A 医師の意見書」 または「B 保護者記入による登園届」の提出が必要です。

A「医師の意見書」の提出が必要な感染症 ※「A 医師の意見書」は医療機関により有料の場合があります。

感染症名	症 状	潜伏期	感染しやすい期間	登園のめやす
麻しん 〔はしか〕	発熱ともに、咳、くしゃみ、鼻汁、目やに、結膜の充血がある。熱が下がり再び上昇してくると、発しんが出はじめる。 頬の内側に白い斑点(コプリック斑)が見られる。	9~14 日	発症1日前から発しん 出現後の4日後まで	解熱後 3 日を経過してから
インフルエンザ A型・B型	悪寒、高熱、頭痛、筋肉痛、関節痛、全 身倦怠感などの全身症状を伴う。 咳、 のどの痛み、目の充血を伴うこともあ る。	1~4日	症状が有る時期(発 症前 24 時間から発 病3日程度が最も感 染力が強い)	症状が始まった翌日から5日 を経過し、かつ解熱した後 3日を経過してから
新型コロナウィルス 感染症	発熱、呼吸器症状、頭痛、倦怠感、消化 器症状、鼻汁、味覚異常、嗅覚異常等	1~7日	発症後 5 日間	発症して後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経 てから
風しん	発熱とともに、発しんが出て 3-4 日 で消える。耳・首の後ろのリンパ節が腫 れる。	14~21日	発しん出現の前7日 から後7日間くらい	発しんが消えてから
水 痘 (水ぼうそう)	発熱とともに発しんが水疱となり、全 身に広がる。頭こも出るのか特徴。	14~21日	発しん出現1~2 日 前からかさぶたがで きるまで	すべての発しんがかさぶたに なってから
流行性耳下腺炎〔おたふくかぜ〕	発熱、食欲不振、耳下腺の腫れ、痛み がある。	14~21日	発症3日前から耳 下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫れが出現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になってから
結 核	咳痰発熱が2週間以上続く	1ヶ月以上	喀痰の塗抹検査が 陽性の間	医師により感染の恐れがなく なってから
咽解	急に高熱がでる。 咽頭炎、目の充血が ひどい。	5~7日	発熱、充血等症状が 出現した数日間	主な症状が消え2日経過してから
流行性角結膜炎 アデノウイルスと理等	涙目、目の充血、目やにが多い (膿のような目やに)	2~14 日	発症後 2 週間	医師により感染の恐れがない と認められてから(結膜炎の 症状が消失してから)
百日咳	熱はほとんどなく、夜間に咳をするの が特徴。咳は一回出はじめると連続し て出る。10~20回コンコンして、最後 にヒューと息を吸う。乳児では無呼吸 になることがある。	7~14 日	抗菌薬を服用しない 場合、咳出現後3週 間を経過するまで	特有の咳がなくなるまで又は 5日間の適正な抗菌性物質製 剤による治療を終了してから
陽管出血性大腸菌 感染症 (0157.026.0111等 ベロトキシン産生大腸菌	激しい腹痛、頻回の水様便さらに 血 便。発熱は軽度	3~8日	便中に菌を排出して いる間	症状がおさまり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48 時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されてから
細菌性胃腸炎 サルモネラ・キャンピロバ クター・ベロトキシン非産 生大腸菌	激しい腹痛、頻回の水梯便さらに 血 便。発熱は軽度	細菌により 様々	便中に菌を排出して いる間	症状がないか、下痢などの症 状が治まり全身の状態が安定 してから
急性出血性 結膜炎	急性結膜炎で結膜の出血が特徴	1~3日	ウイルスが呼吸器から 1~2週間、便から数週間 ~数ヶ月排出される間	医師により感染の恐れがないと 認められてから
髄膜炎菌性 髄膜炎	発熱、頭痛、嘔吐が主症状	主に4日以内		医師により感染の恐れがないと 認められてから

B「保護者記入による登園届」が必要な感染症

感染症名	症 状	潜伏期	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	発熱、頭痛、咽頭痛があり、その後細	2~5日	適切な抗菌薬治療を開	抗菌薬内服後24~48時間
	かい発しんがでる。苺舌、口角炎があ		始する前と開始後	経過していること
	る。発しんのあと、皮膚がむける。			治療の継続をしていること
マイコプラズマ肺炎	乾いた咳が徐々に湿った咳こなり 次	14~21日	適切な抗菌薬治療を開	発熱や激しい咳が治まって
	第こ激しくなる。		始する前と開始後数日	いること
			間	
手足口病	発熱、食欲不振、のどの痛み等の症状	3~7日	手足や口腔内に水疱・	発熱や口腔内の水疱・潰瘍
	で始まり、手のひら、足のうら、口の		潰瘍が発症した数日間	の影響がなく、普段の食事
	中、ひざ、ひじ、お尻などに水疱性の発			がとれること
	疹が出る。			
伝染性紅斑	両頬に蝶が羽を広げたような紅斑と熱	10~14日	発しん出現前の1週間	全身の状態が良いこと
リンゴ病	感がある。上肢・下肢にレース状、網目			
	状の発疹がでることもある。			
ウイルス性胃腸炎	下痢・嘔吐・発熱等を主症状とするが、	原因により	症状のある間と、症状消失	嘔吐、下痢等の症状が治ま
ノロ・ロタ・	だるくなるなど全身症状が悪くなりや	様々	後1週間量は減りしていく	り、普段の食事がとれること
腸管アデノウイルス等	すい。	1~3 日	が数週間ウイルスを排泄し	
			ているので注意が必要)	
ヘルパンギーナ	急に発熱し、のどが赤く水疱ができる。	3~6 日	急性期の数日間便の中に	発熱や口腔内の水疱・潰瘍
	不機嫌、食欲不振こなる。		1ヶ月程度ウイルスを排泄し	の影響がなく、普段の食事
			ているので注意が必要)	がとれること
RS ウイルス感染症	発熱、鼻汁、咳、喘鳴(ゼコゼコ)	2~8日	呼吸器症状のある間	呼吸器症状がなくなり、全身
ヒトメタニューモウイルス	呼吸困難など。			の状態が良いこと
感染症				
帯状疱疹	小さい水疱が肋間神経にそった形で	不定	水疱を形成している間	すべての発しんがかさぶた
	片側性に現れ、体の正中を越えない。			になっていること
突発性発しん	突然高熱が2~3日続く。解熱後、細か	約10日	発熱している間	解熱後1日以上経過し、機嫌が
	い発しんが出て、2~3日で消える。			良く全身の状態が良いこと
伝染性膿痂疹	虫さされ、湿しんなどをかきこわし細	2~10 日	水をもった発しんがあ	治療を開始後、発しんが乾
(とびひ)	菌感染し、周囲の皮膚に広がる。かゆ		る間(効果的な治療開	燥しているか、おおえる程度
	みが強い。		始後 24 時間)	のものであること
アタマジラミ	多くが無症状であるが、頭をかゆがる	10~14日	発症から数日間	駆除を開始していること
	ことがある。			
上記以外の感染症				

- ●感染症にかかった時は施設内での流行を防止するため、登園のめやすを守り、健康状態が十分に回復してから登園して下さい。
- ●感染拡大を防止する観点から、嘔吐物・便・尿・血液等の体液で汚れた衣類等は、施設内で洗浄せずにビニール袋で密封してお返しします。
- ●家庭内で感染症が発生した場合は、必ず園にお知らせ下さい。
- ●みなと保健所から感染拡大を防止するための指示が出ている場合は、そちらの指示に従

って下さい。

※提出書類は港区ホームページからダウンロードできます。

子ども・家庭・教育>子ども・家庭>子育て支援施設>保育園>申請書ダウンロード>令和5年度>入園時、入園後の提出書類>4その他

A 医師の意見書

(あて先)	保育園長	_	園児	名			
	名						
症状も回復し、集	・ 団生活に支障がない状態	になったので		年	月	日	から登園可能と判断します。
			年		月	日	
		医療機関					
		医師名					印又はサイン

年 月 日

印又はサイン

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐために、「医師の意見書」の提出をお願いしています。園児が登園可能かどうかの判断については、下記の感染しやすい期間を考慮し、保育園の集団生活が可能かどうかをご判断くださいますようお願いいたします。感染症が回復し登園できる日が決定した

段階で「医師の意見書」の記入が可能となります。なお保健所から、流行阻止のために登園のめやすについて指示が出 ている場合にはそれにより登園の可否判断をお願いします。

保育園受取

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻しん(はしか)	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過してから
インフルエンザ	症状が有る期間(発症前 24 時間から発病	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を
A 型・B 型	後3日程度までが最も感染力が強い)	経過してから
新型コロナウイルス感染 症	発症後 5 日間	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過してから ※無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過してから
風しん	発しん出現の前の7日から後7日間くらい	発しんがきえてから
水痘(水ぼうそう)	発しんがでる 1~2 日前からかさぶたがで きるまで	すべての発しんがかさぶたになってから
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫れが発現してから 5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になっ てから
結核	喀痰の塗抹検査が陽性の間	医師により感染の恐れがないと認められてから
咽頭結膜熱 (プール熱) アデノウイルス性咽頭炎	発熱、眼の充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え2日経過してから
流行性角結膜炎 (アデノウイルス8型等)	眼の充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いため、症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間 を経過するまで	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌 性物質製剤による治療を終了してから
腸管出血性大腸菌感染症 (0157.026.0111等 ベロトキシン産生大腸菌)	便中に菌を排泄している間	症状がおさまり、かつ、抗菌薬による治療が終了 し、48 時間をあけて連続 2 回の検便によって、い ずれも菌陰性が確認されてから
細菌性胃腸炎(サルモネラ・ キャンピロバクター・ベロト キシン非産生大腸菌)	便中に菌を排泄している間	症状がないか、下痢などの症状がおさまり全身の 状態が安定してから
急性出血性結膜炎	ウイルスが呼吸器から 1~2 週間、便から 数週間~数ヶ月排出される	医師により感染の恐れがないと認められてから
髄膜炎菌性髄膜炎		医師により感染の恐れがないと認められてから
上記以外の感染症		

B保護者記入による登園届

				保育園長	_	園児名				
年	月	日	に 	医療機同	関名					において
\ \-1\-		1 名	焦豆丝	- シエリァ ・ 小字 よぐ	٠, / ٠, ١١ ٠ ٤ ٤	の公数国			听されま	した。
	かり凹移	見し、	果凹生	:佰に文牌が	なくなりました	ので登園	いたしる	\$9 。	日	
					保護者名		,,		<u></u>	印又はサイン

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぎ、子ども達が一日 快適に生活できることが大切です。港区では厚生労働省のガイドラインにそって園児がよくかかる下記の感染症につい て「保護者記入による登園届」の提出をお願いしています。保育園での集団生活に適応できる状態に回復してから登園 してください。

なお、保健所から流行阻止のために登園のめやすについて指示が出ている場合には、それに従ってください。

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始	全身の状態が良く抗菌薬内服後24~48時間経過してい
	後1日間	ること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始	発熱や激しい咳がおさまっていること
	後数日間	
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症する前	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれ
	後	ること
伝染性紅斑 (リンゴ病)	発しん出現前の1週間	全身の状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎	症状のある間と、症状消失後1週間(量	嘔吐、下痢等の症状がおさまり、普段の食事がとれること
(ノロ・ロタ・	は減少していくが数週間ウイルスを排	
腸管アデノウイルス等)	泄しているので注意が必要)	
ヘルパンギーナ	発しん前急性期の数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれ
		ること
RS ウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身の状態が良いこと
とトメタニューモウイルス感染症		
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんがかさぶたになっていること
突発性発しん	発熱している間	解熱後1日以上経過し、機嫌が良く全身の状態が良いこと
伝染性膿痂疹	乾燥していない発しんがある間	治療開始後、発しんが乾燥しているか、乾いていない部位が
(とびひ)		おおえる程度のものであること(かさぶたが乾いていない間
		は接触による感染力が認められる)
アタマジラミ	発症から数日間	駆除を開始していること
上記以外の感染症		

保育所におけるインフルエンザ感染時の登園基準について

インフルエンザの登園基準は、

「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで」です。

出席停止の日数の数え方について

「発症した後5日を経過するまで」の数え方

「発症」とは、「発熱等」の症状が現れたことを指します。

発症した日(発熱等が始まった日)は含まず、翌日を第1日目と数え、5日目までお休みをします。

「解熱した後3日を経過するまで」の数え方

解熱をした日は、日数に数えず、その翌日から1日目と数え、3日目までの3日間をお休みします。

※発熱・解熱の体温に関する一律の基準はありません。個々の平熱に応じて、個別に判断します。子ども一人一人の元気な時の「平熱」を知っておくことが重要です。

熱の経過やその他の症状等、登園再開の判断で悩む場合は、医療機関にご相談ください。

		原	則として						
	発症当日	1日目	2日目	6日目	7日目	8日目			
〈例 1〉 発熱 2 日目 に解熱	発熱	三人类 熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後2日目	解熱後3日目			
〈例 2〉 発熱 4 日目 に解熱	発熱	至	発熱	至	解熱	解熱後 1日目	解熱後2日目	解熱後3日目	

<保護者記入欄>

以下のとおり、発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過したため、 登園可能であることを報告いたします。

	発症当日	発症当日 1日目 2日目 3日目		2日目 3日目 4日目 5日目		5日目	6日目	7日目	8日目
日付	月日	月 日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日
体温	$^{\circ}$	$^{\circ}$	$^{\circ}$	$^{\circ}$	$^{\circ}$	$^{\circ}$	$^{\circ}$	$^{\circ}$	$^{\circ}$

※体温は、その日の最高体温をご記入ください。

保育園での与薬(薬を飲ませること)について

港区では保育園での薬の取り扱いについて、日本保育園保健協議会で決定された内容に沿って行っています。以下の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

薬に対する基本的な考え方

<u>与薬は「医療行為」ですので、保育園では原則として行うことができません。</u> 主治医からお子様に処方された薬は、保護者の方が責任を持って行うものです。

風邪などで受診し、登園が可能とされたものの、内服薬や皮膚貼付薬(皮膚に貼って皮膚から吸収させるタイプの薬)が処方されたときは、以下のことについて必ず医師にご相談ください。

- 1 お子様の保育時間や保育園では原則として薬を預かってもらえないことを医師に話し、家庭で服薬できる処方にしていただく。
- 2 皮膚貼付薬は、保育中に剥がれ、誤飲事故につながる可能性があります。登園前に剥がしてもよいか、あるいは内服に切り替えることはできないか。

保育時間内に薬を使用しなければ、健康な日常生活が過ごせないと医師が判断した場合においてのみ、 保護者から依頼を受け、保育園職員が与薬を行います。

〈 与薬できる薬について 〉

- 1 長期にわたり保育時間内に薬の服用が必要とされ、健康な日常生活を行う上で欠かすことのできない薬
- 2 以下のいずれかに該当する場合
 - ① 心臓・腎臓などの慢性疾患
 - ② けいれん性疾患、アレルギー性疾患
 - ③ 慢性皮膚疾患などの軟膏類
 - ④ その他医師が必要と認めたもの

保育園で薬をお預かりするときの注意事項

- 1 保護者の方から「薬・連絡票」を提出していただきます。「薬・連絡票」は港区の方針をご理解いただいた上で、なお保育園での与薬が必要と医師が判断されたものに限ります。
 - 薬の内容が変更されたときは再提出をしてください。
- 2 「薬剤情報提供書」を添付してください。
- 3 主治医の処方した薬に限ります。市販薬は対応いたしません。
- 4 薬は1回分ずつに分けて当日分のみ持参し、すべての薬袋・容器等に名前を記入してください。 また、必ず保育園職員に直接手渡しで預けてください。

ご不明な点については、保育園看護師にご相談ください。

薬・連絡票

港区立保育園では、原則として与薬を行うことはできません。 ただし、保育中においても与薬が必要であると医師が判断した場合は、連絡票を提出いただいた うえでお預りいたします。

令和 年	月 日 曜日 グラス() 氏名
依頼者	保 護 者 名 緊急連絡先① ②
どんな病気・症 状で受診しまし た	診断名や症状
処方医師、ある いは病院名	病院
薬の名前を記入して下さい	※薬剤情報提供書を添付してください
持参した薬は	年 月 日に 日分処方されたうちの本日分
使用する期間	年月日~月日まで
与 薬 時 間	昼食前・昼食後・おやつ前・おやつ後・その他()
薬の保管場所	常温・冷蔵庫・その他
保育園記入欄	確認者 (受取り者) サイン
EL-L'S EMPOY (IM)	備考

与薬状況確認欄

月日(曜日)	朝の体温	朝、飲んできた時間	保育園で飲ませる時間	保護者サイン	受取り者サイン	保育園で飲ませた時間	与薬者 サイン
月 日	°	:	:				
()曜						•	

2023 年度

版

24 利用者に対する保険・保障について

青南保育室では、在園する児童の不慮の災害に備えて、損害保険ジャパン日本興亜損保株 式会社と傷害事故補償の契約を結んでいます。

・園児のための傷害事故補償 (園児の保育所管理下の急激、偶然、外来の事故によるケガの補償)

死亡・後遺障害の場合入院の場合通院の場合1,000円/日

○緊急時対応

お子さんの様子が急変したり、怪我や事故等の緊急事態が発生した場合には、事前にいただいている「緊急連絡カード」を基に、保護者の指定する緊急連絡先や医療機関へ速やかに連絡を行います。なお、連絡がつかない場合や緊急を要する場合には園の判断において救急(119番)へ連絡をいたします。

*搬送先の病院によっては、受診の際に選定療養費・時間外選定療養費を負担していただくことがあります。金額は医療機関によって異なります。ご理解、ご了承をお願いします。

○「緊急メール配信」サービス

港区では災害時や緊急時、園内の行事等に関して急な連絡の必要がある場合に、あらかじめ登録した保護者のメールアドレスに、区または保育園から安否情報や緊急情報を配信するとともに、登録者にアンケート形式で返信を求めることで、「迎えの可否」などを確認するメール配信サービスを実施しています。(一斉配信ですので、園児一人ひとりの安否情報等を提供するものではありません。)

◇配信する情報

・地震等の災害発生 : 引き取り確認、避難情報等

・臨時休園等の情報 : 大型台風等による臨時休園や再開情報等

・不審者の出没 : 注意喚起情報等

・不慮の園内の災害や流行性の疾患などの情報

・行事の実施連絡 : 運動会の中止や変更などの情報

◇登録方法

・園ごとのIDが必要となりますので、別紙を参照し、登録してください。

◇訓練

・メール配信訓練 : 年に1~2回、保育園からメール配信訓練を行っています。

○防犯対策

◇不審者訓練 : 年に1~2回、警察と連携して不審者対応訓練を行います。

◇非常110番の設置および通報訓練

<u>○「災害用伝言ダイヤルについて」(NTT東日本)</u>

◇大災害発生時に安否確認、避難先の情報は災害ダイヤル171も使用します。 「171」をダイヤルし、利用ガイダンスに従って伝言の再生を行ってください。

保育園の電話番号は 03-5770-3933 です。

○インターネット伝言板について

インターネット上の「緊急連絡用伝言板」に各施設の情報を掲載いたします。(返信不可) インターネットで下記URL又は右記QRコードにアクセスしてください。 携帯電話やスマートフォンからもアクセスできます。

http://www.associe-international.co.jp/dengon/index.cgi

- ※このURLをあらかじめブックマーク登録しておくと便利です。
- ※アソシエ・インターナショナルのホームページからもリンクしています。



アソシエ・インターナショナルの総合 TOP ページ右上にボタンがあります。



○災害対策対応

港区では、保育園など、子どもが多数滞在する児童施設において「児童施設災害時行動マニュアル」を作成し、児童施設の特性を踏まえ、災害時に迅速かつ適切に対応できるよう、子どもの安全確保、避難誘導、情報連絡、子どもを安心させる各種支援のあり方、地域との共助の必要性等についての行動要領をまとめています。さらに、施設特性(児童施設の種類・特徴)、地理的特性(海抜・立地条件)、地域特性(住宅・商業地域、周辺道路・建物状況)などの違いも踏まえ、施設ごとに「個別施設編」を作成しています。保育園では、定期的に災害等を想定した訓練を実施し、防災意識を高めるとともに、子どもの生命と安全の確保を最優先とした迅速で適切な行動がとれるようにしています。また、マニュアルは常に見直しを行い、適切な行動を検証し、災害対応力の強化に継続的に取り組んでいます。

- ●訓練(地震・火災・津波・複合型など)
 - ◇毎月1回、園児と一緒に実施しています。
 - ◇年に1回は保護者の方に、引取り者訓練などを送迎時に実施しています。 その他、訓練が実施された場合には是非ご参加ください。

●避難について

- ◇青南保育室のある地域は、「地区内残留地区」に指定されています。
 - (地区内残留地区とは・・・震災時、火災の延焼の危険性が少なく、広域避難場所に避難する必要がない地区)
- ◇保育園は建物の安全性が確認できた場合は、施設内の残留を最優先とします。
- ◇周辺で火災が発生し、延焼被害が想定される場合や、強い余震が続き園内での落下物等による 被害の恐れがある場合は、青南小学校第2グランドに一時的に避難します。
- ◇施設内部での火災の発生や建物の損壊など施設内にとどまることが危険と判断される場合は、 青山墓地に避難します。
- ◇避難先は、コドモンや緊急メール配信システム、園舎入り口への掲示等でお知らせします。

●園児の引渡しについて

- ◇園児は、原則として直接保護者に引渡します。
- ◇保護者が来られない場合は、送迎者登録票を確認の上、引渡します。
- ◇必ずクラス担任との確認を済ませてからお引取りください。職員に無断で園児を連れ帰ることのないようにして下さい。

●引渡し場所

- ◇可能な限り保育園で行います。
- ◇防災機関からの避難命令、または園が被害を受けた場合には、地域集合場所もしくは広域避難場所で行います。
- ◇避難移動中は原則として、子どもの引渡しはしません。ただし、保護者に事情のある場合は誘導責任者に申し出てください。

青南保育室の避難場所

1 地域集合場所 : 青南小学校第2グランド

2 広域避難場所 : 青山墓地一帯

※園庭など園内の安全な場所に集合したあと、保護者の引取りを待ちその後一次避難所である<u>青南小学校第2グランド</u>へ、さらに危険であれば広域避難場所である<u>青山墓地一帯</u>への避難も考えられます。万一の際のお迎えは、<u>保育室園舎入り口の掲示物</u>をご覧下さい。

- ※尚、避難場所では青南保育室と大きく書かれた目印を立てます。
- ※風向、状況、規模などにより避難経路が変わってきますので注意して下さい。





保護者の皆様

港区各総合支所管理課長 港区子ども家庭支援部保育課長

大型台風接近等に伴う保育園の休園等の考え方について

区では、大型台風の接近やそれに伴う公共交通機関の計画運休などに備えた区有施設の臨時休園や 運営再開の基本的な考え方を定めました。

保育園においても、この基本的な考え方に基づき、休園や運営の再開の判断を行うこととなりますの で、あらかじめお知らせいたします。

引き続き、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

1 臨時休園等を決定する時期

大型台風接近等による臨時休園等を行う場合は、遅くとも前日午後3時までに決定し、園から緊急配信メール(未登録者には個別電話連絡)によりお知らせいたします。

※出来るだけ早くお知らせするよう努めます。

2 臨時休園や運営再開の基準

大型台風の接近等に伴う豪雨や暴風により、登降園時を含む屋外での行動が危険な状況となると見込まれる場合や、首都圏の鉄道各社の大半に計画運休が実施される場合は、前日休園または閉園時間の繰上げ等を行うほか、開園時刻を遅らせることとします。

※詳細は、裏面の「臨時休園及び運営再開の基準」をご覧ください。

3 給食の対応

- (1)気象状況悪化または公共交通機関の運休のため閉園する場合 気象状況悪化または公共交通機関の運休による閉園が正午より前の場合、給食の提供は行いませ ん。
- (2)気象状況回復または公共交通機関の運行再開にあわせて開園時刻を遅らせる場合 給食(昼食)の提供は行いません。登園時刻が正午以降の場合、自宅で昼食をとってください。登園 時刻が正午よりも前の場合、弁当を持参してください。(自宅で昼食をとっていただいても結構です。) おやつ、延長保育の補食または夕食については提供を行います。

臨時休園及び運営再開の基準等

		基準	施設の対応
	1	前日から当日正午までの間に気象 状況が悪化、または当日午前から 計画運休実施	全日休園
休園する場合	2	当日正午以降に気象状況が悪化、 または当日正午以降に計画運休実 施	気象状況悪化または公共交通機関の計画 運休の2時間前に閉園 ※気象状況悪化または公共交通機関の計 画運休による閉園が正午より前の場合、給 食の提供は行いません。
	3	当日正午以降に気象状況が回復も しくは終日回復しない、または当 日正午時点で交通機関が運休	全日休園
運営再開	1	当日午前6時までに気象状況が回 復、または当日午前6時から交通 機関が通常運行	通常開園
冉開(開園)する場合	2	当日午前6時から正午までの間に 気象状況が回復、または当日正午 までに公共交通機関が運行開始	気象状況回復または公共交通機関の運行 再開の2時間後を目途に開園 ※昼食は提供しません。登園時刻が正午以 降の場合、自宅で昼食をとってください。 登園時刻が正午よりも前の場合、弁当を持 参してください(自宅で昼食をとっていた だいても結構です)。おやつ、延長保育の補 食または夕食の提供は行います。

※上記「休園する場合2」及び「開園(運営再開)する場合2」のイメージ

事例		8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	給食
							-				
当日の正午以降に、気象状況悪	例1	保育			閉園		運休等				
化または計画運							-				提供なし
休により閉園す る場合			保育			閉園		運休等			
							-				
							***************************************				昼食なし
当日の正午まで に、気象状況回 復または運行再 開により開園す る場合	例1 運休等		F		保育				12時までに登園		
											→弁当持参※自宅
	例2		運休等			開園		保育			で昼食可 12時以降に登園
											→自宅で昼食

26 指定管理(委託)会社の概要他

- ◆受託事業者◆ 株式会社 アソシエ・インターナショナル
- ◆ 代表者 ◆ 代表取締役 須郷 達也
- ◆本社事務局◆ 〒153-0063 東京都目黒区目黒3-11-3 3階 TEL 03-3711-3900 FAX 03-3711-3901
- ◆設立年月日◆ 1991年4月2日
- ◆ 事業目的 ◆ 日本の将来を担う子ども達の健全な成長を支えるため環境の整備に努め子ども 達の

心身の育成のための保育を実践します。また、保護者との密接な信頼関係を保ち、 地域の次世代育成に積極的に貢献します。

◆ 企業理念 ◆ アソシエがあるところ、 健康で文化的な子育てが守り抜かれ、 子どもたちの生命、人格、個性が尊重される。

> アソシエがあるところ、 地域に応じた真に必要とされる 子育ての支援が提供され、地域ごと元気になる。

アソシエがあるところ、 人と人が心から信頼しあえる つながりが生まれ、共に成長を分かち合う。

◆ 事業展開 ◆

●保育園

アソシエ柿の木坂マミー保育園 アソシエ下目黒保育園 アソシエナーサリー霞が関 港区第二青南保育室 港区神応保育室 港区神応保育室 アソシエ学芸大学南保育園 アソシエ不動保育園 アソシエ祐天寺西保育園 アソシエ自由が丘保育園 アソシエ自由が丘保育園 アソシエ東大井公園保育園 アソシエ東大井公園保育園

●一時預かり・子育て広場あっぴい麻布あっぴい西麻布

●学童保育クラブ・児童館 南学童保育クラブ アソシエ柿の木坂保育園 アソシエ目黒おおとり保育園 港区青南保育室 港区白金三丁目保育室 アソシエふれあいの丘保育園 アソシエ大橋保育園 アソシエ油面公園保育園 アソシエ学芸大学東保育園 アソシエグ雲ママン保育園 アソシエ旗の台保育園 アソシエ旗の台保育園 アソシエ住吉扇橋保育園

あっぴぃ新橋 あっぴぃ赤坂・みなと保育サポート

大岡山学童保育クラブ

宮前小学校内学童保育クラブ 不動小ランランひろば 不動児童館 すまいるスクール京陽 すまいるスクール立会 すまいるスクール源氏前

- ●地域子育てふれあいひろばアソシエおおはしベビーラボ
- ●民間学童

明光キッズ池尻大橋 Ai

宮前小ランランひろば 不動児童館学童保育クラブ 子どもふれあいルーム すまいるスクール小山 すまいるスクール鮫浜 すまいるスクール上神明

港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和 を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わるこ とはありません。

私たちも真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、 生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生 まれ育つこどもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、 心から平和の願いをこめて港区が平和都市であること を宣言します。

昭和60年8月15日

港区